

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部改正

○建設業の営業の停止

○道路の区域変更

○土地区画整理事業の事業計画変更の認可

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

○仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会の開催

○開発行為に関する工事の完了

○宮城県公報第二二七七号中

正 誤

○宮城県告示第九百四十七号

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月五日から施行する。

平成二十二年十月五日

「財団法人慶長遣欧使節船協会」を「公益財団法人慶長遣欧使節船協会」に改める。

○宮城県告示第九百四十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十二年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十二年九月二十七日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設業許可番号
（宮城県知事許可）

株式会社榊工務店
榊 武哉

石巻市福地字町一七四番一

般・二
九号 第一万八千二百六十

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十二年十月十一日から同年十月十三日までの三日間

四 処分の原因となった事実

民間の住宅新築工事において、法第三条第一項の規定による許可を受けていないにもかかわらず、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない工事を請け負ったこと。

○宮城県告示第九百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 仙台三本木線

三 道路の区域

変 更 の 区 間

変更の前後
敷地の幅員
敷地の延長

敷地の幅員

敷地の延長

大崎市三本木伊賀字萱刈下三番地先から 同市三本木伊賀字萱刈中七一番地先まで	
前	二二・〇〇 六四・〇〇
後	一三・五〇 八〇・〇〇
	三七〇・〇〇

○宮城県告示第九百五十号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。
平成二十二年十月五日

一 事業の名称

大衡村奥田土地区画整理事業

二 事務所所在地

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 施行認可の年月日

平成二十一年七月八日

四 変更認可の年月日

平成二十二年九月二十八日

○宮城県告示第九百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
平成二十二年十月五日

一 組合の名称

松島町城内土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県松島町高城字元釜家十二番地十二

三 設立認可の年月日

平成八年十二月二十日

四 変更認可の年月日

平成二十二年九月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域区分の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。
平成二十二年十月五日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
平成二十二年十月二十一日（木）午後七時から	仙台市泉区泉中央二丁目一番一号 仙台市泉区役所本庁舎

二 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、仙台市若しくは黒川郡大衡村の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出る。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十二年十月十四日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）の概要

次の地区のうち、現在市街化区域となっている地域約三ヘクタールを市街化調整区域に編入する。

市町村名	仙台市	地区名	面積(ha)
黒川郡大衡村	泉中央南		〇・一
衡南			二・九

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）に行うこと。

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡富谷町成田二丁目四番四及び四番三の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

部
仙台市青葉区本町一丁目五番三十一号
株式会社ホットハウス

正 誤

〇宮城県公報第二二七七号（平成二十二年七月二十七日付け）中

正

誤

ページ 三 三

段 行 上 六 下 五

平坪 平坪

平坪 平坪